

# 当院からのお知らせ

## 令和4年10月1日から初診・再診時の選定療養費が改定されます

令和4年度の診療報酬改定による定額負担の見直しに伴い、10月1日から、「初診時に他の医療機関から紹介状を持っていない場合の初診時選定療養費」及び「他医療機関に紹介したにも係わらず、紹介元の医療機関を再診した場合の再診時選定療養費」を改定します。

なお、本費用を支払う場合、初診料などの一部保険診療から50～200点控除されます。(一例一 参照)

変更は次のとおり ※( )内は初診料の控除

### 【初診時選定療養費】

医科7,000円(200点控除) 歯科5,000円(200点控除)

### 【再診時選定療養費】

医科3,000円(50点控除) 歯科1,900円(40点控除)

一例一 紹介状なしで医療費3割負担患者が医科を受診する場合

区分	9月まで	10月以降
選定療養費	5,000円	7,000円
初診料	860円	260円
患者負担	5,860円	7,260円

★ 9月の初診料=288点×10円/点×3割(四捨五入)

10月の初診料=(288点-200点)×10円/点×3割(四捨五入)

ご理解いただきますようお願いいたします。

令和4年8月  
市立伊丹病院